

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県事業継続支援事業事務局(長)が必要な場合には、滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2021 年の 9 月または 10 月のいずれかの月の売上が、2019 年または 2020 年の同月比で 50%以上減少している、もしくは 2021 年 9 月と 10 月の売上の合計が 2020 年または 2019 年の 9 月と 10 月の売上の合計と比べて 30%以上減少しており、滋賀県事業継続支援金の給付対象者の要件を満たしています。
- 2 本支援金の給付を受けた後にも事業の継続および立て直しをする意思があり、事業の継続および立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行います。
- 3 県税およびこれに付随する延滞金等に滞納がなく、納付状況について県税事務所に問い合わせることについて同意します。また、滞納がある場合、本支援金の申請が拒否されても異議はありません。
- 4 給付申請兼請求書および添付書類に記載した内容に偽りはありません。また本支援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて原本と相違ありません。
- 5 給付申請兼請求書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還します。
- 6 その他、本支援金の交付にあたり滋賀県事業継続支援事業事務局(長)が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出します。
- 7 本支援金について、県内各市町において上乘せ等をする場合には、本支援金に関する給付決定状況および申請情報を、各市町に提供することについて同意します。
- 8 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 9 8 の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

滋賀県事業継続支援事業事務局(長) 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日(大正・昭和・平成) 年 月 日 性別(男・女)